

第七十五号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月二十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。
別表第二に次のように加える。

四十七 区長	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第二百十七号）による大気汚染の影響を受ける者と推定される疾病にかかる助成に對する業務費のあつて規則で定めるもの		
	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であつて規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報であつて規則で定めるもの

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平

成 二 十 五 年 法 律 第 二 十 七 号) 別 表 に 列 挙 さ れ て い な い 事 務 に つ い て 、 必 要 な 限 度
で 庁 内 連 携 す る に 当 た り 、 個 別 に 事 務 及 び 特 定 個 人 情 報 を 別 表 第 二 に 追 加 す る 必
要 が あ る の で 、 本 案 を 提 出 い た し ま す 。